

地方の提案で国の制度が変わる 提案募集方式による地方分権改革

内閣府地方分権改革推進室次長

おおむらしんいち
大村慎一

はじめに

「提案募集方式」による地方分権改革をご存知でしょうか。

本稿では、創設5年目を迎えたこの提案募集方式の内容や実例等を紹介し、全国各地における活用の意義やメリットについてご説明したい。

提案募集方式による地方分権改革とは

地方分権改革は、国が設置した委員会の勧告に対する対応がおおむね一巡したこと等を踏まえ、平成26年以降、逆に地方からの提案を受けて分権改革を進める提案募集方式へと転換した。(資料1参照)

これは、地方公共団体等が、市民サービス充実の観点等から進めようとする施策について、国の制度や運用が支障となつて進まない場合：例えば、国の基準が厳格すぎる、施設・

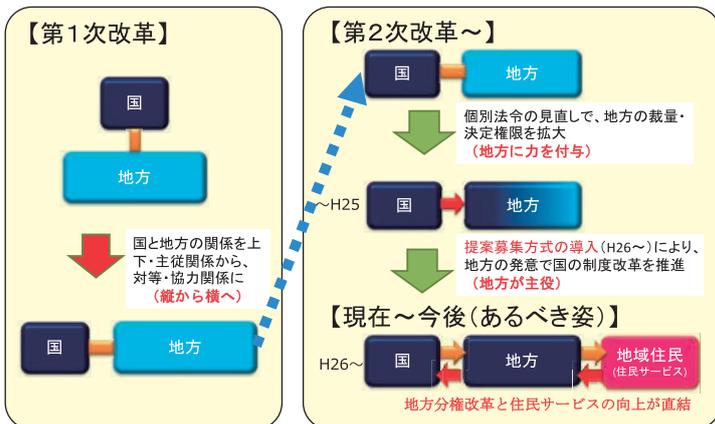
設備や職員配置等の基準が全国一律で地域の実情に合わない、人口減少や新技術等の今日的課題について制度が対応できていない、時間がかかる、事務的な負担が大きい：等々の支障について、内閣府に対して制度・運用の見直しを提案する仕組みである。(資料2参照)

提案を受けて、地方分権改革推進本部の下、内閣府が関係府省庁と調整を行い、見直しに取り組む。解決手法は、権限移譲(国↓地方、都道府県↓市町村)または国から地方公共団体に対する規制緩和等(義務付け・枠付けの見直し等)である。従前と異なり、法律のみならず政省令から通知等の運用に至るまで対象とすることも特徴である。

平成26年から4年間の実績

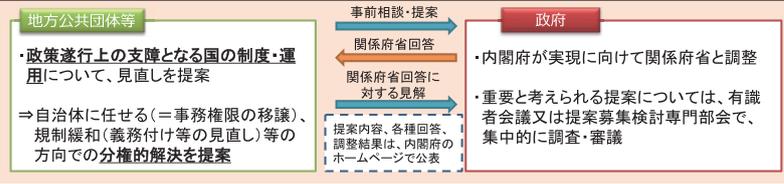
全国の地方公共団体等から4年間で1900件に及ぶ提案をいただいた。これに対する政

資料1 地方分権改革のビジュアルイメージ



資料2 「提案募集方式」(H26～)の概要・特色

◆概要



◆特色

- 従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることができなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、権限移譲、障害項目について提案
- 具体的な支障の指摘や制度改正による効果を伴った説得力ある提案
- 制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策を見出すことにつながる提案
- 手挙げ方式という新しい権限移譲の方式の活用

提案募集方式による
 「行政制度の分権型改善運動」(行政のリノベーション)

府の対応割合は年々上昇し、平均的に7割程度、平成29年は9割近い提案が、何らかの形で実現・対応されている(※内閣府地方分権改革推進室が直接扱った案件の割合)。

政策分野は、医療・福祉関係の提案が3割近くと多い。その他、農業・農地、産業振興、土地利用、土木・建築、環境・衛生、教育・文化、運輸・交通、消防・防災・安全、雇用・

労働の順で多岐に渡っている。

提案による成果の具体的な事例

これまで例えば福祉分野では、認定こども園の認定権限を都道府県から指定都市に移譲(指定都市市長会提案)し、さらに中核市まで移譲する対応方針(松山市他提案)とした。また同園施設の園庭、遊戯室の設置基準を見直す(堺市、兵庫県他提案)とともに、保育所と同様の居室床面積基準の特例も適用する対応方針(大阪市他提案)としている。

農業・農地分野では、農地転用許可権限を国から都道府県に移譲するとともに、希望する市町村に都道府県と同様の権限を移譲する新たな手挙げ方式(一定の要件で国が指定を導入した。この結果、転用許可手続きに要する期間が、諫早市や飯田市で約4割短縮した。(地方3団体等提案)

土地利用分野では、工場の緑地面積などによる地域準則の策定権限等が市からさらに町村まで移譲され、地域の周辺環境を踏まえた独自の基準作りが可能となった。(全国町村会・栃木県提案)

土木・建築分野では、サービス付き高齢者住宅の立地について、市町村のまちづくりの方針に基づく誘導が可能となる見直しを行った。(福井市提案)

雇用・労働分野では、地方版ハローワーク

を創設し、地方公共団体が国と同列の公的な立場で無料職業紹介を行うことが可能とする見直し等を行った。(山形県、愛知県他提案)

この結果、地方版ハローワーク数は2年弱で3割以上増加し、国を上回る708カ所(昨年11月末)となった。例えば昨年開設された鳥取県立ハローワークでは、開設5カ月で9387件の相談があり、342人の就職が実現、そのうち18人がUターン者という実績を上げた。

このほか、過疎地域における自動車運送事業者の貨客混載(鳥取県)、観光地等での安全なドローン利用の確保(山梨県町村会)、地方公共団体等による災害ボランティアアターの円滑な実施(兵庫県)、学校給食費のコンビニ納付の実施(横浜市)、災害時における放置車両の移動権限の付与(東京都)等々、数多くの提案が実現・対応されている。(資料3参照)

提案募集方式活用のメリット

このように提案募集方式を通じて、各市の政策の遂行上、支障となる国の制度・運用を見直すことが可能となり、住民サービスの充実につながる。また、提案の過程で、職員の意識改革・研修効果も図ることができる。例えば豊田市では、実現した提案を行った職員を幹部会議で表彰する仕組みを導入し、職員モチベーションと資質向上を図っている。

資料3 全国の自治体からの提案の政策課題の特徴 (平成29年)

※28年対応方針のフォローアップを含む

<p>少子化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの人員配置・資格要件に係る「従うべき基準」の見直し ○保育所等の人員配置・居室面積等に係る「従うべき基準」の見直し ○子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)の実施要件緩和 等 	<p>人口減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所有者不明土地の適正管理、所有者不明空き家の法定相続人への連絡調整方法 ○水道の給水区域を縮小する場合の大臣許可基準の設定 ○無床のへき地診療所における管理者の常勤要件の緩和 等 	<p>高齢化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の要件に係る「従うべき基準」の見直し ○サテライト型養護老人ホームの設置に係る「従うべき基準」の見直し* ○介護支援専門員の登録削除における都道府県知事の裁量権の付与 等
<p>地域交通の維持・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通会議の運営の円滑化 ○自動車運送旅客事業者の旅客と貨物の混載(貨客混載) ○バス等の実証実験について期間を1年以上に延長 等 	<p>防災・災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時における都道府県と区域内市町村の一体的支援(対口支援)の円滑化 ○罹災証明書交付の迅速化 ○災害復旧資金の貸付利率を条例により設定 ○自治体等が実施する災害ボランティアツアーの旅行業法適用除外 等 	<p>新技術等の展開への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光地等における安全なドローンの利用の確保 ○新技術等を活用した橋梁点検手法等の見直し ○マイナンバーの情報連携事項の充実* 等
<p>文化・観光振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財保護行政の教育委員会から首長部局への選択的移管 ○博物館行政の教育委員会から首長部局への選択的移管 ○国立公園の公園計画の変更について施設の業態変更等の取扱いの見直し 等 	<p>地域の声を反映した教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会からの委任事務に関して教育長が行った処分の審査庁の明確化 ○学校給食費のコンビニ納付の実施 ○奨学金を活用した大学生等の地方定着促進制度の見直し 等 	<p>個性あるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅前広場等における立体道路制度の適用要件の緩和 ○公有地拡大法で先行取得した塩漬け土地の活用促進* ○道路占用許可に係る基準の弾力化 等

・・・等々さまざまな政策課題を背景に提案が出現。

平成26年の導入当初は、都道府県の提案数が多かったが、市区町村の提案は年々増え、

市からの提案について

平成29年は311提案のうち、都道府県を上回る198提案となった。それでも提案を行ったことがある市区町村はまだ223団体で、全国のわずか12・8%に過ぎない。これは大変もったいないことであるし、地方分権改革に関する地方側の姿勢を問われる事態でもある。提案市区町村は西高東低の傾向があり、当地方分権改革推進室としても、現場の最先端の行政課題をより幅広く把握したい問題意識がある。(資料4参照)

平成30年の提案募集について

平成30年の提案募集は、2月から事前相談の受付中である。提案自体の締切は6月5日だが、電話一本でも早めにご相談いただくことが、説得力のある提案につながる。

当室では従来から随時の相談受付を行っているが、平成30年は、新たに「分権提案支援ダイヤル」(03-35581-2484)を開設した。提案募集の基本的な事項から、提案になるかどうかのザクっとした問い合わせ、研修講師派遣のお求め等にも対応しているのをご利用いただきたい。

是非、各市長さんのリーダーシップによって、庁内に分権改革への意識を浸透し、積極的に提案いただけることを期待したい。

資料4 提案をした市町村は地域的に温度差がみられる



おわりに

平成30年は、地方分権改革が本格的にスタートした平成5年の衆参両院の決議から25年という節目の年に当たる。地方分権の目標である「国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現」に国と地方で邁進することを願ってやまない。

市政

平成30年5月号